

別 紙

仕様書

1 物品の名称及び規格

(1) 物品の名称

シーツ、包布、枕カバー、タオルケット及び毛布のクリーニング

(2) 物品の規格

いずれの物品もシングルサイズとする。

2 収集及び納品場所

(1) 釧路市黒金町10丁目5番地1 釧路方面本部総合庁舎

(2) 釧路市大楽毛北1丁目15番8号 釧路運転免許試験場

3 クリーニングの処理基準

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年6月27日法律第164号）第57条の12第1項の規定に基づき、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターが定めたクリーニング業に関する標準営業約款及び同約款施行細則により行うこと。

4 その他

(1) 受注者は、発注者の発注があった場合、発注者の指定する場所で指定された数量を収集し、発注者の指定する期日までに納品すること。

(2) 収集及び納品（以下「収集等」という。）は、原則週1回以上行うこと。

(3) 収集等を日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までにする場合は、発注者及び受注者双方協議の上、決定すること。

(4) 納品の際は、納品場所ごとに納品書を発行し、発注者に提出すること。

(5) クリーニング処理、収集等に要する機材及び消耗品については、受注者の負担とすること。

(6) クリーニング処理の際は、破損・汚損のないように処理すること。